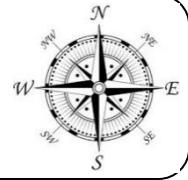


羅針盤



太秦中学校
進路指導部
10月20日
No.43

高校生等修学支援事業について

「高校生等修学支援事業」とは、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与（貸付）等を行うことにより、教育の機会均等を図りもって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。

右の冊子を中学3年生全員に配布しました。これは京都府が行う生徒への貸与（生徒の借金）となるものです。上記にも書いてあるように勉学意欲はあるが、お金の面でなかなか用立てが困難な家庭向けのものです。2つの制度があります。

①高等学校等修学金貸与制度

生徒に京都府から貸与されるものです。

基準としては、4人世帯で保護者の年収の合計が約472万円未満の家庭が適用となります。

貸与月額としては 国公立 月 18000円以内

私立 月 30000円以内

さらに主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合

修学支度金特別融資利子補給制度が使え、保護者が金融機関の融資を利用して入学一時金として

国公立 50,000円

私立 250,000円 の融資が受けられます。

また主たる生計維持者の年収が150万円未満の場合

高等学校等修学支度金貸与制度が受けられ、京都府より貸与が受けられ入学一時金として

国公立 50,000円

私立 250,000円 の融資が受けられます。

②修学支援特別融資利子補給制度

保護者が金融機関の融資を利用するもの。

融資限度額としては 国公立 648,000円

私立 1,080,000円 の融資が受けられます。

この制度では修学支度金（入学一時金）の利用はできません。

①は貸与終了から最長20年以内。無利子での返還となります。②は最長7年以内（3年以内の元金据え置き可能）元金と利子の返還となります。

これは令和6年度の予約申請であり高校生になってからでも手続きはできます。

この制度を利用される場合は担任にご相談ください。

6-1

高校生等修学支援事業の利用を希望される皆さんへ

京都府高校生等修学支援事業
令和6年度貸与（貸付）予約申請
案 内

◎ この事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与（貸付）等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。

◎ 令和6年4月に高等学校等に進学を希望される生徒については、要件を満たしていれば、進学後に貸与（貸付）が受けられるよう事前に予約申請をしていただくことができます。

◎ 初回の提出は、進学先への入学を確認してからの貸与決定後（令和6年4月末～）となり、令和5年5月（2月～3月）中の提出はできません。

◎ この案内を読んで、貸与予約を希望される場合は、「申請の手引き」を在学している中学校から受け取り、申請書類を在学している中学校へ提出してください。

◎ 貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸付終了後、当該本人が返済しなければなりません。修学資金の貸与料金を差し引き後、保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。（※ 特別融資制度は、保護者が借入し、返済します。）

◎ 貸与予約申請の最終締切日は、令和5年12月20日（火）です。（担当者へ提出して下さい。）

◎ この事業と併給はできませんが、両者の資金についての概要を紹介しますので参考にしてください。（→P.8、詳細については各問合先におおたずねください）

京都府教育委員会

担当者：教育庁指導部高校教育課・文化生活部文教課

問い合わせ先